

相談・貸付から返済までのながれ

- 1 お住まいの区市町村窓口へご相談ください。
窓口で世帯の生活状況等を伺い、対象者であるか確認します。
- 2 貸付金の種類に応じて、必要な書類を用意し、借入申込書を記入します。
必要書類は、ご相談内容によって追加される場合があります。
- 3 申込み関係書類を区市町村窓口へ提出してください。
- 4 貸付実施機関（東京都社会福祉協議会）で審査を行います。
審査の結果により貸付できない場合もあります。
- 5 東京都社会福祉協議会から借入申込者および連帯保証人宛に審査結果通知（貸付決定の場合は借用書など）を送ります。
- 6 借用書に、借受人・連帯保証人の自筆署名・押印（実印）し、必要書類とともに区市町村窓口へ提出してください。
- 7 貸付金が送金されます（借受人ご本人口座）。
※貸付申請から貸付交付まで、2～3週間程かかります。
※資金使途の確認のため、原則2週間以内に領収書を区市町村に提出してください。
- 8 据置期間（6ヶ月）の後、返済が開始されます。
- 9 返済が完了すると、借用書が返送されます。

☆重要

申込開始は、平成28年4月1日からとなります。
申込締切は、概ね平成29年1月下旬から平成29年2月中旬ですが、区市町村によって締切日が異なるため、区市町村窓口にご確認ください。
ご相談はお早め!

ご返済について

- 1 貸付金は、無利子です。ただし、借用書で約束した返済期間を過ぎても返済が完了しない場合は、残元金に対して延滞利子が発生します。
- 2 返済方法
 - ① 借入額を返済月数で毎月返済する均等返済です。
（端数処理は最終回）
 - ② 返済は、原則として金融機関からの口座引落しとなります。

ご返済の免除（償還免除）について

受験生チャレンジ支援貸付事業貸付金では、高校・大学等へ入学した場合、返済が免除（償還免除）されます。

免除に際しては、免除申請書とともに入学した高校・大学等の入学証明書や在学証明書などを提出していただきます。

また、その他にも償還免除の適格要件に則り免除される場合がございますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

※本資金の返済が免除（償還免除）された場合は、免除された金額分について一時所得と見なされます。必要に応じて確定申告などの手続きをしてください。
また、償還免除を受けるためには、必ず領収書の提出が必要になります。

個人情報の取扱いについて

この資金のご利用に際して得た個人情報は、「東京都社会福祉協議会個人情報保護規程」に基づき取り扱います。

社会福祉法人東京都社会福祉協議会

お申込み先 お住まいの区市町村窓口

東京都 受験生チャレンジ支援貸付事業

検索



1270

このマークは、東京都の公的機関で使用しています。

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

平成28年度

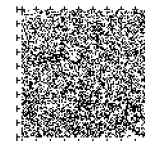
受験生 チャレンジ支援 貸付事業 貸付金のご案内

中学3年生
高校3年生を
対象に塾費用や
受験料の貸付を
無利子で行います!!

さらに
高校、大学等に
入学した場合
返済が免除
されます!!

中途退学した方の
再チャレンジにも!!

東京都



受験生チャレンジ支援貸付事業 区市町村窓口一覧

区市町村名	窓口	電話	区市町村名	窓口	電話
千代田区	保健福祉部生活支援課	03-5211-4126	武蔵野市	武蔵野市社会福祉協議会	0422-23-0701
中央区	中央区社会福祉協議会	03-3206-0506	三鷹市	三鷹市社会福祉協議会	0422-46-1108(代)
港区	子ども家庭支援部子ども家庭課	03-3579-2111(内)2436	青梅市	健康福祉部福祉総務課	0428-22-1111(内)2651
新宿区	新宿区社会福祉協議会	03-5292-3250	府中市	福祉保健部地域福祉推進課	042-335-4161
文京区	文京区社会福祉協議会	03-3812-3040	昭島市	昭島市社会福祉協議会	042-544-0388
台東区	台東区社会福祉協議会	03-5828-7547	調布市	調布市社会福祉協議会	042-481-7693
墨田区	福祉保健部厚生課	03-5608-6151	町田市	町田市社会福祉協議会	042-722-4898
江東区	受験生チャレンジ相談窓口	03-3647-9660	小金井市	小金井市社会福祉協議会	042-386-0295
品川区	福祉部生活福祉課	03-3771-1111(内)5314	小平市	こだいら生活相談支援センター	042-349-0151
目黒区	健康福祉計画課	03-5722-9249	日野市	健康福祉センターネットワークセンター	042-586-0611
大田区	大田区社会福祉協議会	03-3736-2026	東村山市	東村山市社会福祉協議会	042-394-6333
世田谷区	世田谷区社会福祉協議会	03-5431-5355	国分寺市	国分寺市社会福祉協議会	042-324-8311
渋谷区	渋谷区社会福祉協議会	03-5457-2200	国立市	健康福祉部福祉総務課	042-576-2111(内)404
中野区	中野区社会福祉協議会	03-5380-5775	福生市	福生市社会福祉協議会	042-552-2121
杉並区	杉並福祉事務所狭窪事務所	03-3398-9104	狛江市	狛江市社会福祉協議会	03-3488-0294
	杉並福祉事務所高門寺事務所	03-5306-2611	東大和市	東大和市社会福祉協議会	042-564-0012
	杉並福祉事務所高井戸事務所	03-3332-7221	清瀬市	健康福祉部生活福祉課	042-497-2058
豊島区	豊島区民社会福祉協議会	03-4566-2454	東久留米市	福祉保健部福祉総務課	042-470-7741
北区	北区社会福祉協議会	03-3907-9494	武蔵村山市	武蔵村山市社会福祉協議会	042-566-0061
荒川区	荒川区社会福祉協議会	03-5615-3440	多摩市	健康福祉部生活福祉課	042-338-6942
板橋区	板橋福祉事務所(仮庁舎)	03-3579-2322	稲城市	稲城市社会福祉協議会	042-401-5294
	赤塚福祉事務所	03-3938-5126	羽村市	羽村市社会福祉協議会	042-554-0304
	志村福祉事務所	03-3968-2331	あきる野市	あきる野市社会福祉協議会	042-559-6711
練馬区	練馬総合福祉事務所	03-5984-4742	西東京市	西東京市社会福祉協議会	042-422-2010
	光が丘総合福祉事務所	03-5997-7714	瑞穂町	瑞穂町社会福祉協議会	042-557-0159
	石神井総合福祉事務所	03-5393-2802	日の出町	日の出町社会福祉協議会	042-597-4848
	大泉総合福祉事務所	03-5905-5263	檜原村	檜原村福祉けんこう課	042-598-3121
足立区	中部第一福祉課	03-3880-5875	奥多摩町	奥多摩町社会福祉協議会	0428-83-3855
	中部第二福祉課	03-3880-5419	大島町	大島社会福祉協議会	04992-2-3773
	千住福祉課	03-3888-3141	利島村	住民課	04992-9-0011
	東部福祉課	03-3605-7105	新島村	新島村社会福祉協議会	04992-5-1239
	西部福祉課	03-3897-5011	神津島村	神津島村社会福祉協議会	04992-8-0819
	北部福祉課	03-3883-6800	三宅村	三宅島社会福祉協議会	04994-5-7051
葛飾区	葛飾区社会福祉協議会	03-5671-5175	御蔵島村	総務課	04994-8-2121
江戸川区	江戸川区社会福祉協議会	03-5662-7638	八丈町	八丈町社会福祉協議会	04996-2-2609
八王子市	八王子市社会福祉協議会	042-620-7282	青ヶ島村	総務課	04996-9-0111
立川市	立川くらしのことサポートセンター	042-503-4308	小笠原村	村民課 福祉係	04998-2-3939

【事業実施主体】東京都社会福祉協議会 03-3268-7189 H28年4月1日現在
 【東京都事業主管】東京都福祉保健局生活福祉部生活支援課 03-5320-4072

貸付資金の内容

学習塾等受講料貸付金

対 象	中学3年生・高校3年生又はこれに準じる方*1	貸付限度額	200,000円(上限) 1人の子供に対して、複数年度に渡る利用はできません。*2
貸付の範囲	対象となる学習塾等の費用		

貸付対象となる学習塾とは

- ・児童、生徒または学生を対象とし、有償での学力の教授を直接または通信で行うもの
- ・一定期間以上運営を継続していること
- ・家庭教師は対象外

受験料貸付金(高校受験料)

対 象	中学3年生又はこれに準じる方*1	貸付限度額	27,400円(上限) 1人の子供に対して、複数年度に渡る利用はできません。*2
貸付の範囲	対象となる高等学校等の受験料 ・1度の貸付で4回(校)分の受験料まで貸付可 ・1校当たりの受験料は2万3千円まで		

貸付対象となる高等学校等とは

- ・学校教育法に規定する高等学校、特別支援学校(高等部)、高等専門学校 (同法第1条)

受験料貸付金(大学受験料)

対 象	高校3年生又はこれに準じる方*1	貸付限度額	80,000円(上限) 1人の子供に対して、複数年度に渡る利用はできません。*2
貸付の範囲	対象となる大学等の受験料		

貸付対象となる大学等とは

- ・学校教育法に規定する大学、短期大学、専修学校、各種学校 (同法第1条、第124条、第134条)

*1 準じる方とは、中学3年又は高校3年に在籍していない進学を目指す方(高校・大学等中途退学者、高卒認定試験合格者、定時制高校4年生、浪人生等)です。 *2 ただし、中学3年生のときに貸付を受け、高校3年生で再度申し込むことは可能です。

(両資金共通)

貸付利率	無利子	貸付の範囲	原則未払いであるが、既払いでも申請可能
据置期間	貸付を行った年度の末日から6か月以内	連帯保証人	原則1名必要(困難な場合は連帯借受人可)
		返済(償還)期間	据置期間経過後5年以内

ご利用いただける方

次の全てに該当し、区市町村窓口において受験生チャレンジ支援貸付事業の対象者であると判断された方。

- 1 世帯の生計中心者(20歳以上)であること
- 2 世帯(父母等養育者)の総収入又は総所得が一定の基準以下であること

世帯人数	2人	3人	4人	5人	...
一般世帯	2,717,000	3,343,000	3,864,000	4,415,000	...
ひとり親世帯	3,018,000	3,788,000	4,415,000	4,832,000	

*世帯人数とは、就労前の子供を養育する父母等養育者と生計をともにする人数
 ※賃貸物件に住んでいる方は年額上限84万円(月額上限7万円)を限度に、家賃支払額を本人収入額から減額できる場合があります。
 ※営業所得など、給与収入以外の所得がある場合等には、総所得で確認します。(家賃分の減額はできません。)

- 3 預貯金等資産の保有額が600万円以下であること
- 4 土地・建物を所有していない(現在居住している場所は除く。不動産所得がある場合は、対象とならない場合がありますので、ご確認ください。)
- 5 都内に引き続き1年以上在住(住民登録)していること
- 6 生活保護受給世帯の世帯主または構成員でないこと
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯の構成員でないこと

※詳細については、お住まいの区市町村窓口へお問い合わせください。